各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社

(管理会社コード 13064)

代表者名 CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖

問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智

TEL 0120-753104

上場投資信託 (ETF) の投資信託約款変更のお知らせ

当社は、本日、下記の通り、対象 ETF の投資信託約款(以下「約款」といいます。)を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社 ETF における連動対象指標の配当込み指数への変更

[対象 ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信(1306)

NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証 50 連動型上場投信(1309)

NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信(1311)

NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信 (1321)

NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信(1615)

「変更の内容およびその理由」

運用成果をより適切に情報開示するため、連動対象指標を以下のとおり配当を含まない 指数から配当を含む指数への変更を行ないます。

銘柄 コード	ファンド名	変更前 連動対象指標	変更後 連動対象指標
1306	NEXT FUNDS	東証株価指数	東証株価指数(配当込み)
	TOPIX 連動型上場投信	TOPIX	TOPIX(配当込み)
1309	NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証 50 連動型上場投信	上証 50 指数	上証 50 指数(税引後配当 込み)
1311	NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信	TOPIX Core 30	TOPIX Core 30(配当込 み)
1321	NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信	日経平均株価	日経平均トータルリター ン・インデックス
1615	NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投 信	東証銀行業株価 指数	東証銀行業株価指数(配当 込み)

※詳細は、「新旧対照表」をご参照ください。

「約款変更と書面決議または異議申立の手続き等」

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

2. 配当金再投資を可能とする約款変更

[対象 ETF (括弧内は銘柄コード)]

NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信(1306) NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信(1311) NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信(1321) NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信(1615)

[変更の内容およびその理由]

ファンド品質の改善を図るため、配当金の再投資を可能とする約款変更を行ないます。 ※詳細は、「新旧対照表」をご参照ください。

[約款変更と異議申立の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、異議申立手続きは行ないません。

3. 変更の日程

2024 年 9 月 24 日 (火)約款変更の届出日2024 年 9 月 25 日 (水)約款変更の適用日

4. 当該約款変更に係る新旧対照表

NEXT FUNDS TOPIX 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)

(変更前)

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における東証株価指数 (配当込み)(以下「TOPIX(配当込み)」といいます。)の終値(小数点以下は切り上げます。)の 5,000 万倍の金額に相当する委託者の指定する有価証券等(以下「信託適格有価証券等」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券等とは、次の各項の要件のすべてを満たす有価証券等をいいます。
- 1. 原則として TOPIX (配当込み) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
- 2. ~3. <略>

(信託契約の解約)

第11条 <略>

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたはTOPIX(配当込み)が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③~⑦ <略>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 <略>

- ② <略>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者がTOPIX(配当込み)に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。
 ④ <略>
- 1. <略>
- 2. TOPIX (配当込み) 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 3. TOPIX (配当込み) の銘柄変更実施日および 銘柄株数変更実施日の各々3 営業日前から起算 して4営業日以内
- $4. \sim 5. < 略 >$
- ⑤ 第1項の取得申込者が、TOPIX(配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社またはその子

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における東証株価指数(以下「TOPIX」といいます。)の終値(小数点以下は切り上げます。)の5,000万倍の金額に相当する委託者の指定する有価証券等(以下「信託適格有価証券等」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 前項に規定する信託適格有価証券等とは、 次の各項の要件のすべてを満たす有価証券等 をいいます。
- 1. 原則として TOPIX に採用されているまたは 採用が決定された銘柄の株式であること
- 2. ~3. <同左>

(信託契約の解約)

第 11 条 〈同左〉

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたは TOPIX が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③~⑦ <同左>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 <同左>

- ② <同左>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者がTOPIXに連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。
- ④ <同左>
- 1. <同左>
- 2. TOPIX 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 3. TOPIX の銘柄変更実施日および銘柄株数変 更実施日の各々3 営業日前から起算して 4 営業 日以内
- 4. ~5. <同左>
- ⑤ 第1項の取得申込者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社

会社(会社法第2条第3号に規定する子会社を いい、当該発行会社またはその子会社を以下 「発行会社等」といいます。) である場合には、 原則として、委託者は、当該発行会社の株式の 個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式 に代えて金銭をもって受付けるものとします。 この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付 日の基準価額の計算日における当該発行会社 の株式の金融商品取引所の終値(終値のないも のについてはそれに準ずる価額。) に発行会社 等以外の者が取得申込みをする場合の信託適 格有価証券等における当該株式の株数を乗じ て得た金額とします。なお、委託者は、当該発 行会社の株式を信託財産において取得するた めに必要な経費に相当する金額を徴するもの とします。

⑥ 取得申込者が、TOPIX (配当込み) 構成銘 柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者がTOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦~⑨ <略>

(運用の指図範囲)

- 第 25 条 < 略>
- ② <略>
- 1. ~4. <略>
- 5. TOPIX (配当込み) を対象とした株価指数先物取引 (金融商品取引法第28条第8項第3号 ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 〈略〉

- 1. この信託は、TOPIX (配当込み) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を TOPIX (配当込み) における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX (配当込み) に連動する投資成果を目指します。
- 2. 次の場合には、第 1 号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
- ア. TOPIX (配当込み) の計算方法が変更された場合
- イ. TOPIX (配当込み) の採用銘柄の変更また は資本異動等 TOPIX (配当込み) における個 別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれ た場合
- ウ. この信託の追加信託または交換が行なわれた場合
- エ. その他連動性を維持するために必要な場合 3. 投資することを指図する株式は、金融商品取

法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、原則として、委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えての場合のとします。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金間をれに準ずる価額。)に発行会社等以外の者が取得申込みをする場合の信託適格有価証券における当該株式の株数を乗じて得た金額をします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴するものとします。

⑥ 取得申込者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦~⑨ <同左>

(運用の指図範囲)

第 25 条 〈同左〉

- ② <同左>
- 1. ~4. <同左>
- 5. TOPIX を対象とした株価指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 〈同左〉

- 1. この信託は、TOPIXに採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を TOPIX における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIXに連動する投資成果を目指します。
- 2. 次の場合には、第 1 号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
- ア. TOPIX の計算方法が変更された場合
- イ. TOPIX の採用銘柄の変更または資本異動等 TOPIX における個別銘柄の時価総額構成比率 の修正が行なわれた場合
- ウ. この信託の追加信託または交換が行なわれ た場合
- エ. その他連動性を維持するために必要な場合 3. 投資することを指図する株式は、金融商品取

引所に上場している (上場予定を含みます。) 銘 柄のうち、TOPIX (配当込み) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

4. <略>

5. 第 1 号の規定にかかわらず、株式に投資するまでの間、TOPIX (配当込み) に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

6. ~8. <略>

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および東証株価指数(配当込み)の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② <略>

(交換請求)

第 45 条 <略>

- ② <略>
- 1. <略>
- 2. TOPIX (配当込み) 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 3. TOPIX (配当込み) の銘柄変更実施日および 銘柄株数変更実施日の各々3 営業日前から起算 して3営業日以内
- 4. ~5. <略>

③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者がTOPIX(配当込み)に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX<u>(配当込み)</u>構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付

引所に上場している(上場予定を含みます。)銘 柄のうち、TOPIXに採用されているまたは採用 が決定された銘柄の株式の発行会社の発行す るものとします。ただし、株主割当により取得 する株式については、この限りではありませ ん。

4. <同左>

5. 第 1 号の規定にかかわらず、株式に投資するまでの間、TOPIXに連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

6. ~8. <同左>

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、第25条第2項第1号から第4号までの規定による運用に限るものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および東証株価指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② <同左>

(交換請求)

第 45 条 <同左>

- ② <同左>
- 1. <同左>
- 2. TOPIX 構成銘柄の配当落日および権利落日 の各々前営業日
- 3. TOPIX の銘柄変更実施日および銘柄株数変 更実施日の各々3 営業日前から起算して 3 営業 日以内
- 4. ~5. <同左>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が TOPIX に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~9 <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX構成 銘柄である株式の発行会社等である場合、当該 交換の請求を当該受益者から受付けた第一種 けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者がTOPIX(配当込み)構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

① <略>

(交換の指図等)

第 46 条 〈略〉

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の 受益権と信託財産に属する株式のうち取引所 売買単位の整数倍となる株式を交換するよう 指図します。ただし、交換の請求を行なった受 益者が、TOPIX(配当込み)構成銘柄である株 式の発行会社等である場合には、原則として、 委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株 式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除い た口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍と なる株式(当該発行会社の株式を除きます。)を 交換するよう指図するものとします。この場合 の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額 の計算日における当該発行会社の株式の金融 商品取引所の終値(終値のないものについては それに準ずる価額。) に前条第7項の規定に基 づき計算された株数を乗じて得た金額としま す。

③ <略>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 <略>

②~④ <略>

⑤ TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥~⑴ <略>

(付表)

1. ~2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

4. ~5. <略>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

7. <略>

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者がTOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

(11) <同左>

(交換の指図等)

第 46 条 〈同左〉

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の 受益権と信託財産に属する株式のうち取引所 売買単位の整数倍となる株式を交換するよう 指図します。ただし、交換の請求を行なった受 益者が、TOPIX構成銘柄である株式の発行会社 等である場合には、原則として、委託者は、交 換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘 柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受 益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式 (当該発行会社の株式を除きます。) を交換す るよう指図するものとします。この場合の個別 銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算 日における当該発行会社の株式の金融商品取 引所の終値(終値のないものについてはそれに 準ずる価額。) に前条第7項の規定に基づき計 算された株数を乗じて得た金額とします。

③ <同左>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 <同左>

②~④ <同左>

⑤ TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥~⑪ <同左>

(付表)

1. ~2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

4. ~5. <同左>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

7. <同左>

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)

(変更前)

運用の基本方針

運用の基本方針

<略>

1. 基本方針

この投資信託は、日本円換算した上証50指数(税引後配当込み)(以下「対象株価指数」といいます。)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。

2. 運用方法

<略>

3. 収益分配方針

<略>

(信託の目的および金額)

第2条 <略>

② この信託は、人民元ベースである上証50指数 (税引後配当込み) を対象株価指数 (以下この約款において「対象株価指数」といいます。)とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1口につき69.458円とします。

③ <略>

<同左>

1. 基本方針

この投資信託は、日本円換算した上証50指数(以下「対象株価指数」といいます。)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)を目指します。

2. 運用方法

<同左>

3. 収益分配方針

<同左>

(信託の目的および金額)

第2条 <同左>

② この信託は、人民元ベースである上証50指数を対象株価指数(以下この約款において「対象株価指数」といいます。)とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1口につき69,458円とします。

③ <同左>

NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)

(変更前)

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における TOPIX Core 30(配当込み)の終値(小数点以下は切り上げます。)の1.2 億倍の金額に相当する委託者の指定する有価証券等(以下「信託適格有価証券等」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② <略>

1. 原則として TOPIX Core 30 (配当込み) に 採用されているまたは採用が決定された銘柄 の株式であること

2. ~3. <略>

(信託契約の解約)

第 11 条 〈略〉

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたはTOPIX Core 30 (配当込み)が廃止されたときは、受託者と合意のう

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における TOPIX Core 30 の終値(小数点以下は切り上げます。)の 1.2 億倍の金額に相当する委託者の指定する有価証券等(以下「信託適格有価証券等」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② <同左>

1. 原則として TOPIX Core 30 に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること

2. ~3. <同左>

(信託契約の解約)

第 11 条 〈同左〉

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたはTOPIX Core 30 が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信

え、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③~⑦ <略>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 〈略>

- ② <略>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者がTOPIX Core 30 (配当込み)に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。

④ <略>

- 1. <略>
- 2. TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 3. TOPIX Core 30 (配当込み) の銘柄変更実施 日および銘柄株数変更実施日の各々3 営業日前 から起算して4営業日以内

4. ~5. <略>

- ⑤ 第1項の取得申込者が、TOPIX Core 30(配 当込み) 構成銘柄である株式の発行会社または その子会社(会社法第2条第3号に規定する子 会社をいい、当該発行会社またはその子会社を 以下「発行会社等」といいます。) である場合に は、原則として、委託者は、当該発行会社の株 式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該 株式に代えて金銭をもって受付けるものとし ます。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申 込受付日の基準価額の計算日における当該発 行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値の ないものについてはそれに準ずる価額。) に発 行会社等以外の者が取得申込みをする場合の 信託適格有価証券等における当該株式の株数 を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、 当該発行会社の株式を信託財産において取得 するために必要な経費に相当する金額を徴す るものとします。
- ⑥ 取得申込者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、 取得申込みを当該取得申込者から受付けた第 一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業 者が TOPIX Core 30 (配当込み)構成銘柄であ る株式の発行会社等に該当する場合に、当該第 一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込 みを行なうときを含むものとします。次項にお いて同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者 にその旨を通知するものとします。

⑦~⑨ <略>

(運用の指図範囲)

第 25 条 〈略〉

託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③~⑦ <同左>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 <同左>

- ② <同左>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者がTOPIX Core 30 に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。

④ <同左>

- 1. <同左>
- 2. TOPIX Core 30 構成銘柄の配当落日および 権利落日の各々前営業日から起算して2営業日 以内
- 3. TOPIX Core 30 の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3 営業日前から起算し て4営業日以内
- 4. ~5. <同左>
- ⑤ 第1項の取得申込者が、TOPIX Core 30 構 成銘柄である株式の発行会社またはその子会 社(会社法第2条第3号に規定する子会社をい い、当該発行会社またはその子会社を以下「発 行会社等」といいます。)である場合には、原則 として、委託者は、当該発行会社の株式の個別 銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代 えて金銭をもって受付けるものとします。この 場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日の 基準価額の計算日における当該発行会社の株 式の金融商品取引所の終値(終値のないものに ついてはそれに準ずる価額。) に発行会社等以 外の者が取得申込みをする場合の信託適格有 価証券等における当該株式の株数を乗じて得 た金額とします。なお、委託者は、当該発行会 社の株式を信託財産において取得するために 必要な経費に相当する金額を徴するものとし ます。
- ⑥ 取得申込者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者がTOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦~⑨ <同左>

(運用の指図範囲)

第 25 条 <同左>

② <略>

1. ~4. <略>

5. TOPIX Core 30 (配当込み) を対象とした株価指数先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 〈略>

1. この信託は、TOPIX Core 30 (配当込み) に 採用されているまたは採用が決定された銘柄 の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占め る個別銘柄の株数の比率を TOPIX Core 30 (配 当込み) における個別銘柄の時価総額構成比率 から算出される株数の比率に相当する比率に 維持することを目的とした運用を行ない、 TOPIX Core 30 (配当込み) に連動する投資成 果を目指します。

2. <略>

- ア. TOPIX Core 30 (配当込み) の計算方法が変更された場合
- イ. TOPIX Core 30 <u>(配当込み)</u>の採用銘柄の変更または資本異動等 TOPIX Core 30 <u>(配当込み)</u>における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

ウ. ~エ. <略>

3. 投資することを指図する株式は、TOPIX Core 30 (配当込み) に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

4. <略>

5. 第 1 号の規定にかかわらず、株式に投資するまでの間、TOPIX Core 30 <u>(配当込み)</u>に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に TOPIX Core 30 <u>(配当込み)</u>を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

6. ~8. <略>

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用およびTOPIX Core 30 (配当込み) についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。) ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料

② <同左>

1. ~4. <同左>

5. TOPIX Core 30 を対象とした株価指数先物 取引 (金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口 に掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 〈同左〉

1. この信託は、TOPIX Core 30 に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を TOPIX Core 30 における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX Core 30 に連動する投資成果を目指します。

2. <同左>

- ア. TOPIX Core 30 の計算方法が変更された場合
- イ. TOPIX Core 30 の採用銘柄の変更または資本異動等 TOPIX Core 30 における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

ウ. ~エ. <同左>

3. 投資することを指図する株式は、TOPIX Core 30 に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

4. <同左>

5. 第 1 号の規定にかかわらず、株式に投資するまでの間、TOPIX Core 30 に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に TOPIX Core 30 を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

6. ~8. <同左>

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、第25条第2項第1号から第4号までの規定による運用に限るものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および TOPIX Core 30 についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費

に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② <略>

(交換請求)

第 45 条 〈略〉

- ② <略>
- 1. <略>
- 2. TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄の配当 落日および権利落日の各々前営業日
- 3. TOPIX Core 30 (配当込み) の銘柄変更実施 日および銘柄株数変更実施日の各々3 営業日前 から起算して3営業日以内
- 4. ~5. <略>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が TOPIX Core 30 (配当込み)に連動すると想定する、1 単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者がTOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。) は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

① <略>

(交換の指図等)

第 46 条 〈略>

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の 受益権と信託財産に属する株式のうち取引所 売買単位の整数倍となる株式を交換するよう 指図します。ただし、交換の請求を行なった受 益者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄 である株式の発行会社等である場合には、原則 として、委託者は、交換必要口数から当該発行 会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口 数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の 整数倍となる株式(当該発行会社の株式を除き ます。)を交換するよう指図するものとします。 この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の 基準価額の計算日における当該発行会社の株 式の金融商品取引所の終値(終値のないものに ついてはそれに準ずる価額。) に前条第7項の 規定に基づき計算された株数を乗じて得た金 額とします。

③ <略>

(信託終了時の交換等)

税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② <同左>

(交換請求)

第 45 条 <同左>

- ② <同左>
- 1. <同左>
- 2. TOPIX Core 30 構成銘柄の配当落日および 権利落日の各々前営業日
- 3. TOPIX Core 30 の銘柄変更実施日および銘 柄株数変更実施日の各々3 営業日前から起算し て3営業日以内
- 4. ~5. <同左>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が TOPIX Core 30 に連動すると想定する、1 単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

① <同左>

(交換の指図等)

第 46 条 <同左>

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の 受益権と信託財産に属する株式のうち取引所 売買単位の整数倍となる株式を交換するよう 指図します。ただし、交換の請求を行なった受 益者が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の 発行会社等である場合には、原則として、委託 者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の 個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口 数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる 株式(当該発行会社の株式を除きます。)を交換 するよう指図するものとします。この場合の個 別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計 算日における当該発行会社の株式の金融商品 取引所の終値(終値のないものについてはそれ に準ずる価額。) に前条第7項の規定に基づき 計算された株数を乗じて得た金額とします。

③ <同左>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 〈略〉

②~④ <略>

⑤ TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄であ る株式の発行会社等である受益者が、第1項の 定めによって交換する場合には、委託者は当該 発行会社の株式の個別時価総額に相当する口 数の受益権を信託財産をもって買取ることを 受託者に指図します。この場合の個別時価総額 は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行 きの方法によって当該株式を売却した額(売却 に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額) とします。

⑥~⑪ <略>

(付表)

1. ~ 2 . <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限 は、「午後3時」とします。ただし、取得申込者 が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄であ る株式の発行会社等である場合の時限は、「午 後2時」とします。

4. ~5. <略>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限 は、「午後3時」とします。ただし、交換の請求 を行なう受益者が、TOPIX Core 30 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合 の時限は、「午後2時」とします。

7. < 略>

第 49 条 <同左>

②~4) <同左>

⑤ TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発 行会社等である受益者が、第1項の定めによっ て交換する場合には、委託者は当該発行会社の 株式の個別時価総額に相当する口数の受益権 を信託財産をもって買取ることを受託者に指 図します。この場合の個別時価総額は、信託終 了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法に よって当該株式を売却した額(売却に伴う売買 委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥~⑪ <同左>

(付表)

1. ~2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限 は、「午後3時」とします。ただし、取得申込者 が、TOPIX Core 30 構成銘柄である株式の発行 会社等である場合の時限は、「午後2時」とし

4. ~5. <同左>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限 は、「午後3時」とします。ただし、交換の請求 を行なう受益者が、TOPIX Core 30 構成銘柄で ある株式の発行会社等である場合の時限は、 「午後2時」とします。

7. 〈同左〉

NEXT FUNDS 日経 225 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更前)

(変更後)

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日 における日経平均トータルリターン・インデッ クスの終値(円未満は切り上げます。)の1,000 万倍の金額に相当する委託者の指定する有価 証券等(以下「信託適格有価証券等」といいま す。) を上限として受益者のために利殖の目的 をもって信託し、受託者はこれを引き受けま す。

② <略>

1. 原則として日経平均トータルリターン・イン デックスに採用されているまたは採用が決定 された銘柄の株式であること

2. ~3. <略>

(信託契約の解約)

第11条 <略>

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上 場したすべての金融商品取引所において上場 廃止になったときまたは日経平均トータルリ <u>ターン・インデックス</u>が廃止されたときは、受 託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託 | 解約し信託を終了させます。こ

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日 における日経平均株価(以下「日経 225」とい います。)の終値(円未満は切り上げます。)の 1,000 万倍の金額に相当する委託者の指定する 有価証券等(以下「信託適格有価証券等」とい います。)を上限として受益者のために利殖の 目的をもって信託し、受託者はこれを引き受け ます。

② <同左>

1. 原則として日経 225 に採用されているまた は採用が決定された銘柄の株式であること

2. ~3. <同左>

(信託契約の解約)

第 11 条 〈同左〉

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上 場したすべての金融商品取引所において上場 廃止になったときまたは日経225が廃止された ときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を この場合におい

を終了させます。この場合において、委託者は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に 届け出ます。

③~⑦ <略>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 <略>

- ② <略>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が<u>日経</u>平均トータルリターン・インデックスに連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。

④ <略>

- 1. <u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 1 の 2. <u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>への採用日の前営業日までの期間

2. ~3. 〈略〉

- ⑤ 第1項の取得申込者が、日経平均トータル リターン・インデックス構成銘柄である株式の 発行会社またはその子会社(会社法第2条第3 号に規定する子会社をいい、当該発行会社また はその子会社を以下「発行会社等」といいま す。) である場合には、原則として、委託者は、 当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相 当する金額を当該株式に代えて金銭をもって 受付けるものとします。この場合の個別銘柄時 価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日 における当該発行会社の株式の金融商品取引 所の終値(終値のないものについてはそれに準 ずる価額。)に発行会社等以外の者が取得申込 みをする場合の信託適格有価証券等における 当該株式の株数を乗じて得た金額とします。な お、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産 において取得するために必要な経費に相当す る金額を徴するものとします。
- ⑥ 取得申込者が、<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦~⑨ <略>

て、委託者は、あらかじめ、解約しようとする 旨を監督官庁に届け出ます。

 $(3)\sim(7)$ <略>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 <同左>

- ② <同左>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が<u>日経</u>225 に連動すると想定する、1 単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。

④ <同左>

1. <u>日経 225</u> 構成銘柄の配当落日および権利落 日の各々前営業日から起算して 2 営業日以内

1の2. <u>日経225</u>構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の<u>日経225</u>への採用日の前営業日までの期間

2. ~3. <同左>

- ⑤ 第1項の取得申込者が、日経225構成銘柄 である株式の発行会社またはその子会社(会社 法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該 発行会社またはその子会社を以下「発行会社 等」といいます。)である場合には、原則として、 委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価 総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭 をもって受付けるものとします。この場合の個 別銘柄時価総額は、取得申込受付日の基準価額 の計算日における当該発行会社の株式の金融 商品取引所の終値(終値のないものについては それに準ずる価額。) に発行会社等以外の者が 取得申込みをする場合の信託適格有価証券等 における当該株式の株数を乗じて得た金額と します。なお、委託者は、当該発行会社の株式 を信託財産において取得するために必要な経 費に相当する金額を徴するものとします。
- ⑥ 取得申込者が、<u>日経 225</u> 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が<u>日経 225</u> 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。次項において同じ。) は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

⑦~⑨ <同左>

(運用の指図範囲)

第 25 条 <略>

- ② <略>
- 1. ~4. <略>
- 5. 日経平均トータルリターン・インデックスを 対象とした株価指数先物取引(金融商品取引法 第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、 株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 〈略>

- 1. この信託は、日経平均トータルリターン・イ ンデックスに採用されているまたは採用が決 定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託 財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経 平均トータルリターン・インデックスにおける 個別銘柄の株数の比率に維持することを目的 とした運用を行ない、日経平均トータルリター ン・インデックスに連動する投資成果を目指し ます。
- 2. 次の場合には、第 1 号の基本方針に沿うよ う、信託財産の構成を調整するための指図を行 なうことがあります。
- ア. 日経平均トータルリターン・インデックス の計算方法が変更された場合
- イ. 日経平均トータルリターン・インデックス の除数の修正が行なわれた場合
- ウ. 日経平均トータルリターン・インデックス 採用銘柄の変更が行なわれた場合
- エ. この信託の追加信託または交換が行なわれ た場合
- オ. その他連動性を維持するために必要な場合 3. 投資することを指図する株式は、日経平均ト ータルリターン・インデックスに採用されてい るまたは採用が決定された銘柄の株式の発行 会社の発行するものとします。ただし、株主割 当により取得する株式については、この限りで はありません。

4. <略>

- 5. 第1号の規定にかかわらず、株式に投資す るまでの間、日経平均トータルリターン・イン デックスに連動する投資成果を目指すため、当 該指数に採用されているまたは採用が決定さ れた銘柄の株式のみに投資を行なった場合と 同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指 数を対象とした株価指数先物取引の買建を行 なうことができます。
- 6. ~8. <略>

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代 金、株式の清算分配金、株式の配当金、および その他の収入金を再投資することの指図がで きます。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の | 第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の

(運用の指図範囲)

第 25 条 <同左>

- ② <同左>
- 1. ~4. <同左>
- 5. 日経 225 を対象とした株価指数先物取引(金 融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げる もののうち、株価指数に係るものをいいます。 以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 <同左>

- 1. この信託は、日経 225 に採用されているま たは採用が決定された銘柄の株式のみに投資 を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数 の比率を<u>日経225</u>における個別銘柄の株数の比 率に維持することを目的とした運用を行ない、 日経225に連動する投資成果を目指します。
- 2. 次の場合には、第1号の基本方針に沿うよ う、信託財産の構成を調整するための指図を行 なうことがあります。
- ア. 日経 225 の計算方法が変更された場合
- イ. 日経 225 の除数の修正が行なわれた場合
- ウ. 日経 225 採用銘柄の変更が行なわれた場合
- エ.この信託の追加信託または交換が行なわれ た場合
- オ. その他連動性を維持するために必要な場合 3. 投資することを指図する株式は、<u>日経 225</u>に 採用されているまたは採用が決定された銘柄 の株式の発行会社の発行するものとします。た だし、株主割当により取得する株式について は、この限りではありません。

4. <同左>

- 5. 第1号の規定にかかわらず、株式に投資す るまでの間、日経225に連動する投資成果を目 指すため、当該指数に採用されているまたは採 用が決定された銘柄の株式のみに投資を行な った場合と同様の損益を実現する目的で、補完 的に当該指数を対象とした株価指数先物取引 の買建を行なうことができます。
- 6. ~8. <同左>

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代 金、株式の清算分配金、株式の配当金、および その他の収入金を再投資することの指図がで きます。<u>ただし、株式の配当金については、第</u> 25 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定によ る運用に限るものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

処理に要する諸費用および受託者の立替えた 立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。なお、受益権の上場に係る 費用および日経平均トータルリターン・インデ ックスについての商標(これに類する商標を含 みます。)の使用料(以下「商標使用料」といい ます。)ならびに当該上場に係る費用および当 該商標使用料に係る消費税等に相当する金額 は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁す ることができます。

② <略>

(交換請求)

第 45 条 〈略>

- ② <略>
- 1. <u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営 業日
- 2. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の変更および株数変更等に伴なう除数の変更日の前営業日から起算して5営業日以内2の2. 日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の日経平均トータルリターン・インデックスへの採用日の前営業日までの期間
- 3. ~4. <略>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

① <略>

(交換の指図等)

第 46 条 < 略>

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経平均トータルリターン・インデックス構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口

処理に要する諸費用および受託者の立替えた 立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。なお、受益権の上場に係る 費用および<u>日経 225</u>についての商標(これに類 する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使 用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費 用および当該商標使用料に係る消費税等に相 当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中 から支弁することができます。

② <同左>

(交換請求)

第 45 条 <同左>

- ② <同左>
- 1. <u>日経 225</u> 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 2. <u>日経 225</u> 構成銘柄の変更および株数変更等 に伴なう除数の変更日の前営業日から起算し て 5 営業日以内
- 2の2. <u>日経225</u>構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の日経225への採用日の前営業日までの期間

3. ~4. <同左>

③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が<u>日経 225</u>に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、<u>日経 225</u> 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が<u>日経 225</u> 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

① <同左>

(交換の指図等)

第 46 条 〈同左〉

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の 受益権と信託財産に属する株式のうち取引所 売買単位の整数倍となる株式を交換するよう 指図します。ただし、交換の請求を行なった受 益者が、<u>日経 225</u>構成銘柄である株式の発行会 社等である場合には、原則として、委託者は、 交換必要口数から当該発行会社の株式の個別 数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式(当該発行会社の株式を除きます。)を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。)に前条第7項の規定に基づき計算された株数を乗じて得た金額とします。

③ <略>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 〈略〉

②~④ <略>

⑤ <u>日経平均トータルリターン・インデックス</u> 構成銘柄である株式の発行会社等である受益 者が、第1項の定めによって交換する場合には、 委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額 に相当する口数の受益権を買取ることを受託 者に指図します。この場合の個別時価総額は、 信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの 方法によって当該株式を売却した額(売却に伴 う売買委託手数料等を控除した後の金額)とし ます。

⑥~⑪ <略>

(付表)

1. ~ 2 . <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

4. ~5. <略>

6.「午後3時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、<u>日経平均トータルリターン・インデックス</u>構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後2時」とします。

銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の 受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式 (当該発行会社の株式を除きます。)を交換す るよう指図するものとします。この場合の個別 銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額の計算 日における当該発行会社の株式の金融商品取 引所の終値(終値のないものについてはそれに 準ずる価額。)に前条第7項の規定に基づき計 算された株数を乗じて得た金額とします。

③ <同左>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 <同左>

②~④ <同左>

⑤ <u>日経 225</u>構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥~⑪ <同左>

(付表)

1. ~2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、<u>日経 225</u>構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

4. ~5. <同左>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限 は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求 を行なう受益者が、<u>日経 225</u> 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

NEXT FUNDS 東証銀行業株価指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後) (変更前)

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における東証銀行業株価指数 (配当込み)の終値(小数点以下は切り上げます。)の4.5億倍の金額に相当する委託者の指定する有価証券等(以下「信託適格有価証券等」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② <略>

1. 原則として東証銀行業株価指数 (配当込み) に採用されているまたは採用が決定された銘 柄の株式であること

2. ~3. <略>

(信託契約の解約)

第11条 <略>

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたは東証銀行業株価指数(配当込み)が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③~⑦ <略>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 <略>

② <略>

③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が東東銀行業株価指数 (配当込み)に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する名柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。

④ <略>

1. <略>

- 2. 東証銀行業株価指数 (配当込み) 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 3. 東証銀行業株価指数 (配当込み) の銘柄変更 実施日および銘柄株数変更実施日の各々3 営業 日前から起算して4営業日以内

4. ~5. <略>

⑤ 第1項の取得申込者が、東証銀行業株価指数(配当込み)構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、原則として、委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって受付けるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日における

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、信託契約締結日の前営業日における東証銀行業株価指数の終値(小数点以下は切り上げます。)の4.5 億倍の金額に相当する委託者の指定する有価証券等(以下「信託適格有価証券等」といいます。)を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② <同左>

1. 原則として東証銀行業株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること

2. ~3. <同左>

(信託契約の解約)

第 11 条 〈同左〉

② 委託者は、第5条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたは東証銀行業株価指数が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③~⑦ <同左>

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 <同左>

② <同左>

③ 第1項に定める一定口数は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が東証銀行業株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるものとします。

④ <同左>

- 1. <同左>
- 2. 東証銀行業株価指数構成銘柄の配当落日お よび権利落日の各々前営業日から起算して2営 業日以内
- 3. 東証銀行業株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3 営業日前から起算して4営業日以内

4. ~5. <同左>

⑤ 第1項の取得申込者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、原則として、委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって受付けるものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日における当該発行会社

当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値 (終値のないものについてはそれに準ずる価額。)に発行会社等以外の者が取得申込みをする場合の信託適格有価証券等における当該株式の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴するものとします。

⑥ 取得申込者が、東証銀行業株価指数 (配当 込み)構成銘柄である株式の発行会社等である 場合、取得申込みを当該取得申込者から受付け た第一種金融商品取引業者 (第一種金融商品取 引業者が東証銀行業株価指数 (配当込み)構成 銘柄である株式の発行会社等に該当する場合 に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で 取得申込みを行なうときを含むものとします。 次項において同じ。)は、取得申込みを取次ぐ際 に委託者にその旨を通知するものとします。 ⑦~⑨ <略>

O O 11141

(運用の指図範囲) 第 25 条 <略>

- ② <略>
- 1. ~4. <略>
- 5. 東証銀行業株価指数<u>(配当込み)</u>を対象とした株価指数先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 〈略>

- 1. この信託は、東証銀行業株価指数 (配当込み) に採用されているまたは採用が決定された銘 柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を東証銀行業株価指数 (配当込み) における個別銘柄の時価総額 構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、東証銀行業株価指数 (配当込み) に連動する投資成果を目指します。
- 2. 次の場合には、第 1 号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
- ア. 東証銀行業株価指数<u>(配当込み)</u>の計算方 法が変更された場合
- イ. 東証銀行業株価指数 <u>(配当込み)</u>の採用銘 柄の変更または資本異動等東証銀行業株価指 数 <u>(配当込み)</u>における個別銘柄の時価総額構 成比率の修正が行なわれた場合

ウ. <略>

- エ. その他連動性を維持するために必要な場合 3. 投資することを指図する株式は、東証銀行業 株価指数<u>(配当込み)</u>に採用されているまたは 採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発 行するものとします。ただし、株主割当により 取得する株式については、この限りではありま せん。
- 4. <略>
- 5. 第1号の規定にかかわらず、株式に投資するまでの間、東証銀行業株価指数(配当込み)

の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。)に発行会社等以外の者が取得申込みをする場合の信託適格有価証券等における当該株式の株数を乗じて得た金額とします。なお、委託者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額を徴するものとします。

⑥ 取得申込者が、東証銀行業株価指数構成銘 柄である株式の発行会社等である場合、取得申 込みを当該取得申込者から受付けた第一種金 融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が東 証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行 会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品 取引業者が自己勘定で取得申込みを行なうと きを含むものとします。次項において同じ。) は、取得申込みを取次ぐ際に委託者にその旨を 通知するものとします。

⑦~⑨ <同左>

(運用の指図範囲)

第 25 条 〈同左〉

- ② <同左>
- 1. ~4. <同左>
- 5. 東証銀行業株価指数を対象とした株価指数 先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るもの をいいます。以下同じ。)

(運用の基本方針)

第 26 条 <同左>

- 1. この信託は、東証銀行業株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を東証銀行業株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、東証銀行業株価指数に連動する投資成果を目指します。
- 2. 次の場合には、第 1 号の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。
- ア. 東証銀行業株価指数の計算方法が変更された場合
- イ. 東証銀行業株価指数の採用銘柄の変更また は資本異動等東証銀行業株価指数における個 別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれ た場合

ウ. <同た>

- エ. その他連動性を維持するために必要な場合 3. 投資することを指図する株式は、東証銀行業 株価指数に採用されているまたは採用が決定 された銘柄の株式の発行会社の発行するもの とします。ただし、株主割当により取得する株 式については、この限りではありません。
- 4. <同左>
- 5. 第1号の規定にかかわらず、株式に投資するまでの間、東証銀行業株価指数に連動する投

に連動する投資成果を目指すため、当該指数に 採用されているまたは採用が決定された銘柄 の株式のみに投資を行なった場合と同様の損 益を実現する目的で、補完的に東証銀行業株価 指数<u>(配当込み)</u>を対象とした株価指数先物取 引の買建を行なうことができます。

6. ~8. <略>

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、受益権の上場に係る費用および東証銀行業株価指数(配当込み)についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

② <略>

(交換請求)

第 45 条 〈略〉

- ② <略>
- 1. <略>
- 2. 東証銀行業株価指数 (配当込み) 構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 3. 東証銀行業株価指数 (配当込み) の銘柄変更 実施日および銘柄株数変更実施日の各々3 営業 日前から起算して3営業日以内

4. ~5. 〈略〉

③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が東証銀行業株価指数(配当込み)に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~⑨ <略>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が東証銀行業株価指数(配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。) は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するも

資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に東証銀行業株価指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

6. ~8. <同左>

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、第25条第2項第1号から第4号までの規定による運用に限るものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の 処理に要する諸費用および受託者の立替えた 立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。なお、受益権の上場に係る 費用および東証銀行業株価指数についての商 標(これに類する商標を含みます。)の使用料 (以下「商標使用料」といいます。)ならびに当 該上場に係る費用および当該商標使用料に係 る消費税等に相当する金額は、受益者の負担と し、信託財産中から支弁することができます。

② <同左>

(交換請求)

第 45 条 <同左>

- ② <同左>
- 1. <同左>
- 2. 東証銀行業株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 3. 東証銀行業株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々3 営業日前から起算して3営業日以内
- 4. ~5. <同左>
- ③ 第1項に定める一定口数は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が東証銀行業株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

④~⑨ <同左>

⑩ 交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。次項において同じ。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

のとします。

① <略>

(交換の指図等)

第 46 条 〈略〉

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の 受益権と信託財産に属する株式のうち取引所 売買単位の整数倍となる株式を交換するよう 指図します。ただし、交換の請求を行なった受 益者が、東証銀行業株価指数(配当込み)構成 銘柄である株式の発行会社等である場合には、 原則として、委託者は、交換必要口数から当該 発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当す る口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単 位の整数倍となる株式(当該発行会社の株式を 除きます。)を交換するよう指図するものとし ます。この場合の個別銘柄時価総額は、前条第 7 項の基準価額の計算日における当該発行会社 の株式の金融商品取引所の終値(終値のないも のについてはそれに準ずる価額。)に前条第7項 の規定に基づき計算された株数を乗じて得た 金額とします。

③ <略>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 〈略〉

②~④ <略>

⑤ 東証銀行業株価指数 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥~⑪ <略>

(付表)

1. ~2. <略>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者が、東証銀行業株価指数 (配当込み) 構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

4. ~5. <略>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数 <u>(配当込み)</u>構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

7. <略>

① <同左>

(交換の指図等)

第 46 条 〈同左〉

② 委託者は、受託者に対し、交換必要口数の 受益権と信託財産に属する株式のうち取引所 売買単位の整数倍となる株式を交換するよう 指図します。ただし、交換の請求を行なった受 益者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株 式の発行会社等である場合には、原則として、 委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株 式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除い た口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍と なる株式(当該発行会社の株式を除きます。)を 交換するよう指図するものとします。この場合 の個別銘柄時価総額は、前条第7項の基準価額 の計算日における当該発行会社の株式の金融 商品取引所の終値(終値のないものについては それに準ずる価額。) に前条第7項の規定に基 づき計算された株数を乗じて得た金額としま

③ <同左>

(信託終了時の交換等)

第 49 条 〈同左〉

②~④ <同左>

⑤ 東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を信託財産をもって買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額 (売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

⑥~⑪ <同左>

(付表)

1. ~2. <同左>

3. 信託約款第 12 条第 1 項の別に定める時限 は、「午後 3 時」とします。ただし、取得申込者 が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の 発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」 とします。

4. ~5. <同左>

6. 信託約款第 45 条第 1 項の別に定める時限は、「午後 3 時」とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、東証銀行業株価指数構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、「午後 2 時」とします。

7. <同左>

以上